

皆さんの不安や疑問にお答えします

◆財政調整

質 問	回 答
<p>Q1) 大阪府が実施することとなる広域的な事務の財源を、もともと大阪市税だった財政調整財源で負担するのは、他の中核市等にはない負担。特別区の住民は府税とで二重負担ではないの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置によって、大阪市民の皆さんの従来の税の負担が実質的に変わることはなく、税の二重負担となるものではありません。 ・現在、大阪市が行っている事務は、人口や企業が高度に集積する大都市地域の自治体として、税収力を活かして大都市特有の行政需要に対応し、市域の発展を図っているものです。このことは特別区となっても変わることはなく、他の中核市等とは異なります。 ・特別区設置後は、これら大阪市の事務を、広域と基礎の役割分担に応じて特別区と大阪府に引き継ぐのに合わせ、各々が事務を円滑に行えるよう財源を配分します。
<p>Q2) 特別区になると、国から地方交付税がもらえなくなるの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の算定は、現行の大阪府・大阪市の水準が維持されます。 ・大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付され、財政調整制度により、役割分担に応じて特別区と大阪府に配分されます。
<p>Q3) 各特別区で税収に差が生まれ、住民サービスに格差が生まれると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度では、税収格差が生じることのないよう財政調整する制度が設けられており、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。 ・特別区間には、企業集積の差等により税源の偏在があるため、固定資産税や法人市民税等を原資とする財政調整制度により、財源の均衡化を図っています。
<p>Q4) 特別区の税収は今の大阪市の4分の1になると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区間の歳入格差が生じないよう、地域間で偏在が生じやすい法人市町村民税・固定資産税や、事業所税・都市計画税については、大阪府が一括して徴収・配分する制度となるため、特別区が直接徴収する税源は減少することになります。 ・しかしながら、こうして大阪府が一括して徴収した財源は、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、役割分担に応じて特別区財政調整交付金や目的税交付金として各特別区に配分されます。
<p>Q5) 特別区の設置は、大阪府の赤字を解消するために大阪市の財源を使うことが目的と聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度は、大阪府と大阪市が担ってきた広域機能を一元化するとともに、大阪府を4つの特別区に再編し、基礎自治機能の充実を図るものです。 ・大阪市の財源の一部を大阪府に移転するのは、大阪府に移管した事務を実施するためであり、赤字を解消するためのものではありません。 ・なお、大阪府の実質収支は、2008年（平成20年）度以降11年連続で黒字を維持しています。
<p>Q6) 特別区になると、大阪市の税収が大阪府に吸い上げられ、他の市町村のために使われると聞いたけど、本当はどうなの？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府に移転された財源は、他の市町村のために使われることはありません。 ・それらの財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり、大阪府・特別区協議会でその状況を明らかにすることとしています。 ・また、財政調整制度における特別区と大阪府の経理は、全て新たに設置する特別会計で行うなど透明性を高めているところです。